

第5回川口市男女共同参画推進委員会

令和2年2月14日（金）14時00分
かわぐち市民パートナーステーション会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 報告事項
 - (1) 前回の修正箇所について
 - (2) 川口市DV対策基本計画（案）に関するパブリック・コメント実施結果
について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料一覧

資料No. 1	前回の修正箇所	1
資料No. 2	川口市DV対策基本計画（案）に関するパブリック・ コメントの実施結果	1 3

目 次

※四角で囲った部分の内容を一部修正しました。

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	2
2	計画の性格と位置付け	4
3	計画の期間	4
4	対象とする暴力	5
5	計画策定の経緯	7
	（1）国の動き	7
	（2）埼玉県動き	7
	（3）川口市動き	8
6	川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題	9

第2章 計画の内容

1	計画の体系	15
2	施策の展開	16
	基本目標1 DV防止のための意識啓発	16
	基本目標2 被害者の発見と相談体制	18
	基本目標3 被害者の安全確保と自立	20
	基本目標4 関係機関との連携協力	23
3	計画の推進	24

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」*1 という）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があつたとしても決して許されるものではありません。

DVの被害者は女性が多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識*2 など社会の構造的な問題があり、これらは男女共同参画を推進する上で克服すべき重要な課題となっています。

また、DVは、家庭内や個人的関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者に犯罪の意識が薄いという傾向があります。

本市では、平成25（2013）年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」*3において、「基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「川口市 DV 対策基本計画」（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」*4 という）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」）として位置付けました。また、平成28（2016）年7月には、川口市配偶者暴力相談支援センター*5 を開設し、DV防止と被害者支援に積極的に取り組んでいます。

今後も、関係各課・機関と連携を図りながら、本市におけるDV防止と被害者支援をより充実したものにするため配偶者暴力相談支援センター開設後の体制及び国・県の状況を踏まえた新たなDV対策基本計画を策定するものです。

*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使われことが多い。なお、暴力は身体的な暴力のほか精神的暴力、性的暴力も含まれる。

被害者の多くは女性ではあるが、男性被害者も存在することから、この計画は女性、男性に関わらず対象となる。

***2 性別による固定的な役割分担意識**

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

***3 第2次川口市男女共同参画計画**

平成25（2013）年度に策定され、平成30（2018）年度に改訂された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

***4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**

（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律。

***5 川口市配偶者暴力相談支援センター**

配偶者暴力防止法*4 第3条に基づき設置が都道府県に義務付けられ、市町村には努力義務となっている、被害者の支援を行う拠点施設。

2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、国の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」*6に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」*7の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」の課題7「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

*6 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

配偶者暴力防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。

*7 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）

配偶者暴力防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即した都道府県基本計画を定めなければならない」とされていることから埼玉県のDV対策基本計画です。

4 対象とする暴力

「配偶者暴力防止法」において対象とする暴力は、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手、さらにそれらを解消した相手から引き続き受けている暴力に限定されていますが、この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力についても対象とします。

また、暴力には身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、さらに子どもの目の前で暴力を振るうことも含まれます。

~~「配偶者暴力防止法」では、被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれております。
なお、本文中の被害者は女性、男性に関わらず対象となります。~~

身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力物理的な力^{（注）}を行使するもの

例) 平手で打つ・こぶしで殴る・足で蹴る・身体を傷つける可能性のある物で殴る・殴るふりをして脅す・刃物を突きつけて脅かす・突き飛ばす・壁に叩きつける

精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例) 大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと言う・「別れたら自殺する」と脅す・何を言っても長時間無視し続ける。

性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの

例) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる・嫌がっているのに性行為を強制する。

経済的暴力

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的自由を奪ったりするもの

例) 外で働くなと言う・仕事をやめさせたりする。

社会的暴力

人間関係や行動を監視、制限するもの

例) 実家や友達付き合いを制限する・電話や郵便物などを細かく監視する。

子どもを利用した暴力

子どもの目の前で暴力をふるったり、子どもへの暴力をほのめかしたりするもの

例) 子どもが見ている目の前で母親を殴ったり蹴ったりする。

子どもに危害を加えると言って脅す。

第2章 計画の内容

2 施策の展開

基本目標2 被害者の発見と相談体制の強化

《課題》

DVは、被害者本人がDVであると気づきにくく、DVを受けていることが分かっても相談しづらいため、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。

市民意識調査では、暴力を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が52.0%と過半数を占めており、相談しにくいのが現状です。

周囲の方がDVに気が付いた場合は、本人の意思を尊重した上で「配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなくてはならない」と配偶者暴力防止法第6条に規定されていますが、周知が図られていません。

川口市では平成28年(2016)7月より配偶者暴力相談支援センターを開設し、身近な相談窓口として女性相談員を設置し、DV被害の相談から自立支援に至るまで、様々な相談を受けております。

そのほか、母子の相談や地域保健センターの相談、教育相談等からDVが発覚し、DV相談につながる場合もあります。

配偶者暴力相談支援センターの設置後、相談件数は年々増加傾向にあります。

一人でも多くの被害者が適切な相談先につながり、必要な情報や支援が受けられるよう、様々な手段を使って川口市配偶者暴力相談支援センターを通じ案内を行っております。特に、特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、外国籍の市民については、どのような状態で、どんな支援を望んでいるか、庁内関係各課と連携し対応しております。

どのような状況においても被害者の立場に立った相談と切れ目のない支援を行うよう、関係各課と連携しながら対応をしていきます。

事業の概要	関係課
<p>施策① 早期発見のための通報</p> <p>市民や医療機関及び福祉関係者、または子どもや被害者である保護者と接する機会が多い教職員や保育士、地域保健センターなどに配偶者暴力相談支援センターの周知に努める。</p> <p>◆配暴センターのチラシや啓発用カードを各課へ配布し、DV被害者へ手渡しをお願いしている。</p>	<p>市民相談室 生活福祉課 子育て相談課 保育入所課 地域保健センター 学務課</p>
<p>施策② 配偶者暴力相談支援センターの周知</p> <p>平成28年(2016)7月より配偶者暴力相談支援センターを開設し、身近な相談窓口として女性相談員を設置し、DV被害者の相談を受けている。</p> <p>◆市のホームページに掲載 ◆公共機関の女性トイレに啓発カードを設置 ◆学校や保育所にチラシの配布 ◆<u>関係課相談窓口での周知</u></p>	<p>協働推進課 <u>及び関係課</u></p>
<p>施策③ 相談体制の強化及び充実</p> <p>配偶者暴力相談支援センターと関係各課と連携し、DV被害者の相談体制及び連携の充実を図る。</p> <p>◆被害者の置かれている状況により、関係課と連携し対応する。 子どものいる場合や貧困女性、障がい者や高齢者、外国籍で通訳が必要な方など。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>男性被害者からの相談 相談件数が少ないものの、支援が必要となるケースもあるため相談を受ける体制を取っている。</p>	<p>協働推進課</p>
<p>加害者からの相談 加害者の相談は知識経験者の助言が大切なため、今後、調査研究を進める必要がある。</p>	<p>協働推進課</p>

第2章 計画の内容

2 施策の展開

基本目標3 被害者の安全確保と自立

《課題》

被害者からの相談を受けている時点から、何よりも優先させなければならないのが被害者の安全確保です。特に身体的な暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察や児童虐待が疑われる場合は、児童相談所と連携した安全確保に努めなければなりません。

また、被害者の安全が脅されることのないよう、警察への相談や保護命令制度に関する情報提供など、適正な助言をすることが必要です。

さらに、被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払うことも必要です。

被害者が加害者の元を離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧制限*9や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難場所が加害者に特定されないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。

また、被害者に子どもがいる場合は、子どもに関する手続きについても情報管理の徹底を図るのも大切です。

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、母子家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。

被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施設や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

*9 住民基本台帳事務における支援措置

住民基本台帳支援措置の申出をした場合、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限し、被害者の情報を保護する制度。

事業の概要	関係課
<p>施策① 相談時における安全確保のために</p> <p>被害者の相談は、加害者にわからないよう十分配慮し、相談場所を案内する。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>施策② 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応</p> <p>面談相談により被害者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合は埼玉県婦人相談センターへ依頼をする。事情により一時保護が受け入れられない場合は、被害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先等、適切な避難への対応を行う。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>施策③ 被害者に関する個人情報の保護</p> <p>被害者の転宅にあたり住居地が加害者にわからないよう住民基本台帳の支援措置制度の説明を行う。 また税金関係や健康保険、年金などからも居場所が特定されないよう助言する。</p> <p>◆住民基本台帳事務における支援措置 ◆マイナンバー制度の危険性</p>	<p>協働推進課 市民課</p>
<p>施策④ 被害者の自立支援</p> <p>被害者の自立を促すため、就労の促進、援助について必要な情報を提供する。</p> <p><u>被害者の自立に向け、生活費の確保や子どもの就学など、様々な課題を抱えている現状を理解するとともに、メンタルケアを含め、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。さらに就労の促進、援助についても必要な情報を提供する。</u></p> <p>◆<u>生活を支援するための各種制度の案内</u> ◆自立サポートセンターへの案内 ◆ハローワークへの案内</p>	<p>協働推進課 生活福祉課</p>

<p>施策⑤ 保護命令制度の利用助言</p>	<p>身体的暴力や命の危険や脅迫を受け、加害者の追及の恐れがある場合に利用できる保護命令制度*10 について情報提供と助言を行う。</p>	<p>協働推進課</p>
<p>施策⑥ 加害者からの追及に対する対応</p>	<p>加害者の追及に対しては、関係した各課と連携し、情報の共有を行い、加害者の追及が執拗であれば警察と連携して安全確保に努めます。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>

*10 保護命令制度

被害者が配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受ける恐れがある場合、裁判所が配偶者に対して被害者への接近禁止や住民からの退去などを命令する制度。

3 計画の推進

(1) 推進体制

この計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会議」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に係る担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、有識者や市民で構成する「川口市男女共同参画推進委員会*11」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間をとおした取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の令和6（2024）年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、「配偶者暴力防止法*4」や「基本方針*6」、「埼玉県DV基本計画*7」など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 現状から見えてきた推進課題

1 民間医療機関との連携

- ・DV被害者の早期発見に繋げるため。

2 民間支援団体との連携

- ・公的機関の支援に留まらず、民間支援団体のノウハウを活用。

3 加害者向けの更生プログラム

- ・被害者支援は充実しているが加害者支援はなかなか進まないのが現状。今後は国や県の動向を踏まえ検討していきたい。

*11 川口市男女共同参画推進委員会

川口市男女共同参画推進条例第15条に基づき、平成24（2012）年7月1日に設置された市の附属機関。基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議することを目的とする。

川口市DV対策基本計画（案）についての 意見募集結果

「川口市DV対策基本計画」の策定にあたり、市民の皆さんからご意見を募集したところ、ご意見の提出はありませんでした。

- 意見募集期間
令和元年11月28日（木）から12月27日（金）まで
- 公表方法
 1. 広報かわぐち 2月号
 2. 市ホームページへの掲載
 3. 協働推進課（キュポ・ラM4階）、市政情報コーナーでの閲覧

—担当課—

川口市 市民生活部 協働推進課

住所：〒332-0015 川口市川口 1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階

電話：048-227-7607

FAX：048-226-7718

E-mail：040. 01013@city.kawaguchi.saitama.jp